

- ◎ 人事院規則一―七六（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則） 新旧対照表
- 人事院規則一―〇（規則の法的根拠） 新旧対照表（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従って制定されるものである。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）</p> <p>二十三・二十四（略）</p>	<p>規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従って制定されるものである。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）</p> <p>二十三・二十四（略）</p>

○ 人事院規則一―二（用語の定義） 新旧対照表（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>十八 「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」とは、「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）」をいう。</p> <p>十九〇三十二 （略）</p>	<p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>十八 「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」とは、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）」をいう。</p> <p>十九〇三十二 （略）</p>

○ 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）

新旧対照表（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書（行政執行法人に係るものに限る。）のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付職員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書（行政執行法人に係るものに限る。）のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付職員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復</p>

興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは平成三十七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一〇十九 （略）

二十 その他

令和三年	（略）	人事管理文書の区分
	（略）	基準日
（略）	（略）	保存期間

興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは平成三十七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一〇十九 （略）

二十 その他

平成三十	（略）	人事管理文書の区分
	（略）	基準日
（略）	（略）	保存期間

オリ ンピ	ツク・パ	ラリンピ	法	(略)	規則一	六五(職	員の公益	財団法人	ラグビー	ワールド	カップニ
				(略)	第十二条	第二項の	協議に関	する文書	等		
				(略)	取得の日						
				(略)	五年						

二年オリ	ンピック	・パリ	ンピック	特措法	(略)	規則一	六五(職	員の公益	財団法人	ラグビー	ワールド	カップニ
					(略)	第十二条	第二項の	協議に関	する文書	等	第十三条	各項の報
					(略)	取得の日					取得の日	
					(略)	五年					三年	

一 三 略	備考	(略)	千十九組 織委員会 への派遣)
		(略)	
		(略)	
		(略)	

一 三 略	備考	(略)	千十九組 織委員会 への派遣)
		(略)	等 告の文書
		(略)	
		(略)	

○ 人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用） 新旧対照

表（第四条第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しく</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若</p>

は平成三十七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則若しくは国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）に基づく人事院の所管の手續等（次項、次条第一項第三号及び第三条において「人事院所管手續等」という。）を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除く

しくは平成三十七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則若しくは国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）に基づく人事院の所管の手續等（次項、次条第一項第三号及び第三条において「人事院所管手續等」という。）を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を

2
(略)

ほか、この規則の定めるところによる。

2
(略)

除くほか、この規則の定めるところによる。

○ 人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例） 新

旧対照表（第四条第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法又は平成三十七年</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法又は平成三十</p>

国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）に基づく規則に定める人事院の所管の手続（以下「人事関係手続」という。）を簡素かつ効率的に行うことができるものとして人事院が設計及び開発を行った総合的情報システム（以下「人事・給与関係業務情報システム」という。）を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。

七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）に基づく規則に定める人事院の所管の手続（以下「人事関係手続」という。）を簡素かつ効率的に行うことができるものとして人事院が設計及び開発を行った総合的情報システム（以下「人事・給与関係業務情報システム」という。）を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。

○ 人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣） 新旧対照表（第四条第三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法に規定する職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）への派遣に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法に規定する職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）への派遣に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

る。

(定義)

第二条 この規則において、「特定業務」、「任命権者」又は「派遣職員」とは、それぞれ令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十条第一項又は第十七条第七項に規定する特定業務、任命権者又は派遣職員をいう。

(派遣除外職員)

第三条 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇十一 (略)

(任命権者)

(定義)

第二条 この規則において、「特定業務」、「任命権者」又は「派遣職員」とは、それぞれ平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項又は第十七条第七項に規定する特定業務、任命権者又は派遣職員をいう。

(派遣除外職員)

第三条 平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇十一 (略)

(任命権者)

第四条 令和三年オリンピック・パラリンピック
特措法第十六条第一項の任命権者には、併任に
係る官職の任命権者は含まれないものとする。

(派遣の要請)

第五条 組織委員会は、令和三年オリンピック・
パラリンピック特措法第十六条第一項の規定に
基づき職員の派遣を要請しようとするときは、
当該派遣を必要とする事由及び次に掲げる当該
派遣に関して希望する条件を記載した書類を任
命権者に提出するものとする。

一〇五 (略)

(派遣に係る取決め)

第四条 平成三十二年オリンピック・パラリンピ
ック特措法第十六条第一項の任命権者には、併
任に係る官職の任命権者は含まれないものとし
る。

(派遣の要請)

第五条 組織委員会は、平成三十二年オリンピッ
ク・パラリンピック特措法第十六条第一項の規
定に基づき職員の派遣を要請しようとするとき
は、当該派遣を必要とする事由及び次に掲げる
当該派遣に関して希望する条件を記載した書類
を任命権者に提出するものとする。

一〇五 (略)

(派遣に係る取決め)

第六条 令和三年オリンピック・パラリンピック
特措法第十七条第三項の人事院規則で定める事
項は、次に掲げる事項とする。

一 令和三年オリンピック・パラリンピック特
措法第十七条第一項の規定により派遣される
職員（以下この条において「派遣予定職員」
という。）の組織委員会における職務に係る
倫理その他の服務に関する事項

二 五 （略）

（派遣職員の職務への復帰）

第八条 令和三年オリンピック・パラリンピック
特措法第十八条第二項の人事院規則で定める場
合は、次に掲げる場合とする。

第六条 平成三十二年オリンピック・パラリンピ
ック特措法第十七条第三項の人事院規則で定め
る事項は、次に掲げる事項とする。

一 平成三十二年オリンピック・パラリンピッ
ク特措法第十七条第一項の規定により派遣さ
れる職員（以下この条において「派遣予定職
員」という。）の組織委員会における職務に
係る倫理その他の服務に関する事項

二 五 （略）

（派遣職員の職務への復帰）

第八条 平成三十二年オリンピック・パラリンピ
ック特措法第十八条第二項の人事院規則で定め
る場合は、次に掲げる場合とする。

一〇五 (略)

(派遣に係る人事異動通知書の交付)

第九条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、規則八一―二第五十八条の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

一 令和三年オリンピック・パラリンピック特

措法第十七条第一項の規定により職員を派遣した場合

二〇四 (略)

(報告)

第十三条 (略)

2 任命権者は、人事院の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる

一〇五 (略)

(派遣に係る人事異動通知書の交付)

第九条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、規則八一―二第五十八条の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

一 平成三十二年オリンピック・パラリンピッ

ク特措法第十七条第一項の規定により職員を派遣した場合

二〇四 (略)

(報告)

第十三条 (略)

2 任命権者は、人事院の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる

年度内において令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣されている期間のある職員の派遣の期間並びに組織委員会における地位、業務内容及び特定業務に係る報酬等の月額等の状況並びに同項の規定による派遣から当該年度内に職務に復帰した職員の当該復帰後の処遇等に関する状況について、人事院に報告しなければならない。

年度内において平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣されている期間のある職員の派遣の期間並びに組織委員会における地位、業務内容及び特定業務に係る報酬等の月額等の状況並びに同項の規定による派遣から当該年度内に職務に復帰した職員の当該復帰後の処遇等に関する状況について、人事院に報告しなければならない。

○ 人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣） 新旧対照表（第四条第四号
関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第 四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員 は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 令和三年オリンピック・パラリンピック特 措法第十七条第一項の規定により派遣されて いる職員</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第 四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員 は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 平成三十二年オリンピック・パラリンピッ ク特措法第十七条第一項の規定により派遣さ れている職員</p>

十
五
十二
(略)

十
五
十二
(略)

○ 人事院規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣） 新旧対照表（第四条第五号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 <u>令和三年オリンピック・パラリンピック特措法</u>第十七条第一項の規定により派遣されている職員</p> <p>十・十一 （略）</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 <u>平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法</u>第十七条第一項の規定により派遣されている職員</p> <p>十・十一 （略）</p>

○ 人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）

新旧対照表（第四条第六号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第八十九条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第 四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員 は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 令和三年オリンピック・パラリンピック特 措法第十七条第一項の規定により派遣されて いる職員</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第八十九条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第 四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員 は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 平成三十二年オリンピック・パラリンピッ ク特措法第十七条第一項の規定により派遣さ れている職員</p>

十
五
十二
(略)

十
五
十二
(略)

○ 人事院規則八―一二（職員の任免） 新旧対照表（第四条第七号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（併任の解除及び終了）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合において は、併任は、当然終了するものとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 職員が令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣された場合</p> <p>十三・十四（略）</p>	<p>（併任の解除及び終了）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合において は、併任は、当然終了するものとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 職員が平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣された場合</p> <p>十三・十四（略）</p>

○ 人事院規則九―七（俸給等の支給） 新旧対照表（第四条第八号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、又は当該派遣後職務に復帰した場合</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第二条第一項の規定に</p>	<p>第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、又は当該派遣後職務に復帰した場合</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第二条第一項の規定に</p>

より派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が、俸給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

より派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が、俸給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

第七条 職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（給与法第二十三条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条

第七条 職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（給与法第二十三条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十条の九若しくは第八十九条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十

、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法
第十条若しくは平成三十七年国際博覧会特措法
第三十一条の規定（以下この条において「特定
規定」という。）により給与法第二十三条第一
項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみ
なされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病
若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若
しくは疾病により承認を得て勤務しなかつた場
合を除く。）は、俸給の特別調整額、本府省業
務調整手当及び専門スタッフ職調整手当は支給
することができない。

三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特
措法第十条若しくは平成三十七年国際博覧会特
措法第三十一条の規定（以下この条において「
特定規定」という。）により給与法第二十三条
第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務
とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは
疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負
傷若しくは疾病により承認を得て勤務しなかつ
た場合を除く。）は、俸給の特別調整額、本府
省業務調整手当及び専門スタッフ職調整手当は
支給することができない。

○ 人事院規則九―二四（通勤手当） 新旧対照表（第四条第九号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び</p>	<p>第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び</p>

人事院がこれに準ずると認める住居を含む。

）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合に

人事院がこれに準ずると認める住居を含む。

）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合に

おける通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、

官民人事交流法第二条第三項に規定する交

流派遣（以下「交流派遣」という。）、法

科大学院派遣法第十一条第一項の規定によ

る派遣、福島復興再生特別措置法（平成二

十四年法律第二十五号）第四十八条の三第

一項若しくは第八十九条の三第一項の規定

による派遣、令和三年オリンピック・パラ

おける通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、

官民人事交流法第二条第三項に規定する交

流派遣（以下「交流派遣」という。）、法

科大学院派遣法第十一条第一項の規定によ

る派遣、福島復興再生特別措置法（平成二

十四年法律第二十五号）第四十八条の三第

一項若しくは第八十九条の三第一項の規定

による派遣、平成三十二年オリンピック・

リンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣又は平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

(返納の事由及び額等)

第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事

パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣又は平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

(返納の事由及び額等)

第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事

由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定す

由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定す

る配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十九条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四（略）

2～5（略）

（支給単位期間）

る配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十九条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四（略）

2～5（略）

（支給単位期間）

第十九条の三 (略)

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線
鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれか
に掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に
該当する事由に限る。）が前項第一号に定める
期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが
当該期間に係る最初の月の初日において明らか
である場合には、当該事由が生ずることとなる
日の属する月（その日が月の初日である場合に
あつては、その日の属する月の前月）までの期
間について、同項の規定にかかわらず、同項の
規定に準じて支給単位期間を定めることができ
る。

第十九条の三 (略)

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線
鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれか
に掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に
該当する事由に限る。）が前項第一号に定める
期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが
当該期間に係る最初の月の初日において明らか
である場合には、当該事由が生ずることとなる
日の属する月（その日が月の初日である場合に
あつては、その日の属する月の前月）までの期
間について、同項の規定にかかわらず、同項の
規定に準じて支給単位期間を定めることができ
る。

一 (略)

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派

一 (略)

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定によ

遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、規則一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

三〇五 (略)

り派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、規則一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

三〇五 (略)

○ 人事院規則九―五四（住居手当） 新旧対照表（第四条第十号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）で、規則九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつ</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）で、規則九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつ</p>

た者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣若しくは平成三十七年

た者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣若しくは平成三十

国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払つていないものとする。

七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払つていないものとする。

○ 人事院規則九―八九（単身赴任手当） 新旧対照表（第四条第十一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、</p>	<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、</p>

当該事由発生直前の住居から当該事由発生直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピ

当該事由発生直前の住居から当該事由発生直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、平成三十二年オリ

ック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣又は平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二〇八 (略)

ンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣又は平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二〇八 (略)

○ 人事院規則九―一二二（広域異動手当） 新旧対照表（第四条第十二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 <u>令和三年オリンピック・パラリンピック特措法</u>第十七条第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。</p>	<p>（給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 <u>平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法</u>第十七条第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。</p>

八〇十一 (略)

三〇五 (略)

八〇十一 (略)

三〇五 (略)

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）</p> <p>）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 令和三年オリンピック・パラリンピック特</p>	<p>（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）</p> <p>）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 平成三十二年オリンピック・パラリンピッ</p>

措法第十七条第七項に規定する派遣職員 令
和三年オリンピック・パラリンピック特措法
第二十三条に規定する組織委員会における特
定業務

七
(略)

ク特措法第十七条第七項に規定する派遣職員
平成三十二年オリンピック・パラリンピッ
ク特措法第二十三条に規定する組織委員会に
おける特定業務

七
(略)

○ 人事院規則一一―四（職員の身分保障） 新旧対照表（第四条第十四号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（休職の場合）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する許可（以</p>	<p>（休職の場合）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する許可（以</p>

下「専従許可」という。)を受けた職員(以下「専従休職者」という。)が復職したとき又は派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第七項若しくは第八十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、令和三

下「専従許可」という。)を受けた職員(以下「専従休職者」という。)が復職したとき又は派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第七項若しくは第八十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、平成三

年オリンピック・パラリンピック特措法第十七
条第七項に規定する派遣職員若しくは平成三十
七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定
する派遣職員が職務に復帰したときにおいて定
員に欠員がない場合についても、同様とする。

十二年オリンピック・パラリンピック特措法第
十七条第七項に規定する派遣職員若しくは平成
三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に
規定する派遣職員が職務に復帰したときにおい
て定員に欠員がない場合についても、同様とす
る。

○ 人事院規則一八一〇（職員の国際機関等への派遣）

新旧対照表（第四条第十五号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員</p> <p>十一・十二（略）</p>

○ 人事院規則二二—〇（国と民間企業との間の人事交流） 新旧対照表（第四条第十六号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（交流派遣の対象から除外する職員）</p> <p>第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>（交流派遣の対象から除外する職員）</p> <p>第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員</p> <p>十一・十二（略）</p>

○ 人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣） 新旧対照表（第四条第十七号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員</p> <p>九〇十一 （略）</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員</p> <p>九〇十一 （略）</p>

○ 人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）

新旧対照表（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第八 休職期間等換算表（第四十四条関係） （略）</p> <p>備考</p> <p>次の各号に掲げる職員に関するこの表の適用については、当該各号に定める当該職員の業務を公務とみなす。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 <u>令和三年オリンピック・パラリンピック特措法</u>第17条第1項の規定により派遣された職員 <u>令和三年オリンピック</u></p>	<p>別表第八 休職期間等換算表（第四十四条関係） （略）</p> <p>備考</p> <p>次の各号に掲げる職員に関するこの表の適用については、当該各号に定める当該職員の業務を公務とみなす。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 <u>平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法</u>第17条第1項の規定により派遣された職員 <u>平成三十二年</u></p>

<p><u>ツク・パラリンピック特措法第23条</u> に規定する組織委員会における特定業務</p> <p>七・八 (略)</p>	<p><u>オリンピック・パラリンピック特措法</u> 第23条に規定する組織委員会における特定業務</p> <p>七・八 (略)</p>
---	---

○ 人事院規則九―一三（休職者の給与） 新旧対照表（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一条 給与法第二十三条第五項の規定に該当する場合（規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第三号の規定に該当して休職にされた場合を除く。）の俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 規則一一―四第三条第一項第五号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係</p>	<p>第一条 給与法第二十三条第五項の規定に該当する場合（規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第三号の規定に該当して休職にされた場合を除く。）の俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 規則一一―四第三条第一項第五号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係</p>

る生死不明又は所在不明の原因である災害に
より、職員が公務上の災害若しくは補償法第
一条の二に規定する通勤による災害（派遣法
第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上
の災害又は補償法第一条の二に規定する通勤
による災害を含む。）又は官民人事交流法第
十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学
院派遣法第十八条において準用する場合を含
む。）、福島復興再生特別措置法（平成二十
四年法律第二十五号）第四十八条の九若しく
は第八十九条の九、令和三年オリンピック・
パラリンピック特措法第二十三条若しくは平
成三十七年国際博覧会特措法第三十一条の規

る生死不明又は所在不明の原因である災害に
より、職員が公務上の災害若しくは補償法第
一条の二に規定する通勤による災害（派遣法
第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上
の災害又は補償法第一条の二に規定する通勤
による災害を含む。）又は官民人事交流法第
十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学
院派遣法第十八条において準用する場合を含
む。）、福島復興再生特別措置法（平成二十
四年法律第二十五号）第四十八条の九若しく
は第八十九条の九、平成三十二年オリンピッ
ク・パラリンピック特措法第二十三条、平成
三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十

定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の災害若しくは特定規定に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 百分の百以内

条若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の災害若しくは特定規定に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 百分の百以内

○ 人事院規則九―三四（初任給調整手当） 新旧対照表（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（支給期間及び支給額）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣された</p>	<p>（支給期間及び支給額）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣さ</p>

場合 その派遣の期間

(削る)

七| (略)

3・4 (略)

れた場合 その派遣の期間

七| 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措

法第四条第一項の規定により派遣された場合

その派遣の期間

八| (略)

3・4 (略)

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第一条 給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 無給令和三年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員（令和三年オリンピック</p>	<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第一条 給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 無給平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員（平成三十二年オリ</p>

・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣されている職員（以下「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

十四（略）

（特定管理職員としない職員）

第四条の二 給与法第十九条の四第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派遣職員、令和三年オリンピック・パラリンピック

ンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣されている職員（以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

十四（略）

（特定管理職員としない職員）

第四条の二 給与法第十九条の四第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派遣職員、平成三十二年オリンピック・パラリン

ク特措法派遣職員及び平成三十七年国際博覧会
特措法派遣職員（第四条の四第一項において「
派遣等職員」という。）を除く。）以外の職員
とする。

一〇三 （略）

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第七条 給与法第十九条の七第一項前段の規定に
より勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規
定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与
法第十九条の七第五項において準用する給与法
第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除
く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とす
る。

ピック特措法派遣職員及び平成三十七年国際博
覧会特措法派遣職員（第四条の四第一項におい
て「派遣等職員」という。）を除く。）以外の
職員とする。

一〇三 （略）

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第七条 給与法第十九条の七第一項前段の規定に
より勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規
定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与
法第十九条の七第五項において準用する給与法
第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除
く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とす
る。

一〇六 (略)

七 令和三年オリンピック・パラリンピック特

措法派遣職員

八 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一〇八 (略)

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病

若しくは補償法第一条の二に規定する通勤に

よる負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の

業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条

一〇六 (略)

七 平成三十二年オリンピック・パラリンピッ

ク特措法派遣職員

八 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一〇八 (略)

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病

若しくは補償法第一条の二に規定する通勤に

よる負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の

業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条

の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十年ラグビーワールドカップ特措法第十条、平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関

の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十八条の九若しくは第八十九条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条、平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用

し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに給与法第十五条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事院の定める期間を除く。

に關し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに給与法第十五条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事院の定める期間を除く。

十
十三
(略)

十
十三
(略)